知床国立公園知床五湖利用調整地区に立ち入る際の注意事項

一　知床国立公園知床五湖利用調整地区（以下「利用調整地区」という。）への立入りの前に、知床五湖フィールドハウスにおいて北海道地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講していること。

二　利用調整地区内に外部から動植物を非意図的に持ち込むことのないよう、衣服、靴等に付着した種子及び土壌の除去に努めること。

三　利用調整地区内に食品（気密性のある容器包装に入れ密封しているもの及び飲料であるものを除く。）を持ち込まないこと。

四　利用調整地区内で喫煙又は調理若しくは食事をしないこと。

五　湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

六　歩道の管理又は利用者の安全の確保その他の理由により立入りが制限された歩道を通行しないこと。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

七　北海道地方環境事務所長が定める順路を遵守すること。ただし、ヒグマと遭遇した者が避難する場合その他緊急やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

八　他の利用者がヒグマに遭遇し、引き返す等避難している場合は、速やかに避難すること。

九　毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間において、ヒグマと遭遇した場合には、ヒグマに刺激を与えないよう配慮しつつ引き返す等、速やかに避難すること。

十　環境省、北海道、斜里町及び指定認定機関に所属する職員その他関係する職員の指示に従うこと。

○環境省告示第六十三号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第五号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣　松本　龍

知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める基準

知床国立公園知床五湖利用調整地区（以下「利用調整地区」という。）の区域内へ毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間内に立ち入るため自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十四条第一項又は第七項の認定を受けようとする者が、利用調整地区内においてヒグマへ対処する技術を有する者であること。

○環境省告示第六十四号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）第三条の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を次のとおり定める。

平成二十二年十月二十一日

環境大臣　松本　龍

一　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第三条第一号の規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については五百円とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする。

二　令第三条第二号の規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする。

三　令第三条第三号イの規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については五百円とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする。

四　令第三条第三号ロの規定に基づき、環境大臣が定める額

毎年利用調整を開始する日から七月三十一日までの期間については五百円とし、毎年八月一日から利用調整を終了する日までの期間については二百五十円とする（当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者が十二歳未満であるときは、それぞれ二百五十円及び百円とする）。

国会事項

衆議院

議決通知

十月十九日鬼塚事務総長から今野裁判官弾劾裁判所裁判長及び小幡参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判長及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、大谷信盛を第一順位とし、手塚仁雄を第二順位とし、第二順位の予備員である福田昭夫を第四順位とした旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判長

牧野　聖修（小平忠正の補欠）

後藤　斎（髙木義明の補欠）

古本伸一郎（古賀一成の補欠）

同予備員

大谷　信盛（松原仁の補欠）

手塚　仁雄（伴野豊の補欠）

又同日鬼塚事務総長から森裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び小幡参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、山井和則を第一順位とし、泉健太を第三順位とし、楠田大蔵を第五順位とし、第五順位の予備員である村井宗明を第二順位とした旨通知した。

裁判官訴追委員

赤松　広隆（小宮山洋子の補欠）

大島　敦（奥村展三の補欠）

武正　公一（三井辨雄の補欠）

齋藤　勁（松木けんこうの補欠）

三日月大造（笠浩史の補欠）

同予備員

山井　和則（松崎公昭の補欠）

泉　健太（吉田おさむの補欠）

楠田　大蔵（齋藤勁の補欠）

選出通知

十月十九日本院は検察官適格審査会委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

川内　博史

辻　惠

なお、予備委員石関貴史は川内博史の予備委員とし、予備委員太田和美は辻惠の予備委員とした旨内閣に通知した。

指名通知

十月十九日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員松野頼久及び同高井美穂を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土審議会委員に衆議院議員津島恭一及び同小川淳也を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員長安豊及び同石原伸晃を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

十月十九日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（豪雪地帯対策分科会）　松宮　勲　梶原　康弘　打越あかし

（離島振興対策分科会）

議案提出

十月十九日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（財務金融委員長提出）

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律案（総務委員長提出）

赤潮被害対策特別措置法案（小里泰弘外八名提出）

議案送付

十月十九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律案

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

質問書提出

十月十九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

リニア中央新幹線計画に関する質問主意書（中島隆利提出）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の普及啓発に関する質問主意書（木村太郎提出）

尖閣諸島沖における衝突事件発生後の政府による邦人保護に関する再質問主意書（浅野貴博提出）